

広聴特別委員会記録

令和 7 年 9 月 8 日

【開催日】 令和7年9月8日(月)

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後4時33分

【出席委員】

委員長	森山 喜久	副委員長	前田 浩司
委員	奥 良秀	委員	白井 健一郎
委員	中島 好人	委員	藤岡 修美
委員	宮本 政志		

【欠席委員】なし

【事務局出席者】

局長	石田 隆	参与	河口 修司
----	------	----	-------

【審査内容】

- 1 広聴特別委員会申し送り事項について
- 2 その他

午後1時 開会

森山喜久委員長 ただいまから、広聴特別委員会を開会いたします。付議事項につきましては、1、広聴特別委員会申し送り事項についてとなります。前回の8月7日に、広聴特別委員会を開催いたしまして、皆さんから頂いた意見を次のページから広聴特別委員会申し送り事項(案)という形で取りまとめさせていただきました。こちらのほうは事前に確認をしていただいているとは思いますが、漏れがあるかどうかを含めて確認をしていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それでは、次ページの広聴特別委員会申し送り事項(案)の市議会モニターについて。まずは、モニターの職務については三つの意見が出ております。「モニター制度を理解し、モニターの職務をしっかりと伝えること」という意見と「インスタグラムなどの有益な媒体を「モニター設置要綱の第3条第1号ウ」に追記したらどうかという意見。」、「モニター設置要綱の第3条第3

号に、市議会の活動及び運営に関する意見を述べることを盛り込むということを検討したらどうかという意見」が出ました。この3点と私たちのほうでは認識しています。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）申し送りについても、この3点を申し送るということになるかと思います。皆さんのお意見を聞きたいんです。どうでしょうか。意見はないでしょうか。

宮本政志委員 一番上の「モニター制度を理解し、モニターの職務をしっかりと伝えること」という意見」というのは、この下の二つと絡まないかなあと思って。下に「追記してはどうか」という件と「盛り込む」と書いてあるよね。これで一番上の「理解し、職務をしっかりと伝える」というのが、補完されるんなら一番上は要らんのかなと思って。

森山喜久委員長 なるほど、「モニター制度を理解し、モニターの職務をしっかりと伝えること」は大前提の上で、二つ目、三つ目のところを追記もしくは盛り込むということをやるという形ですか。今の件について、皆さんの意見はどうですか。あえてここまで書く必要があるのかないのかとすることも含めて。

中島好人委員 要するに、一番上のモニター制度を理解してモニター職務をしっかりと伝えるということの具体的な現れとして一番下があるので、上は要らないんじゃないかと。そのことの具体化は一番下に、第3条に市議会の活動及び運営に関する意見を述べることと入れることが、モニターの職務をしっかりと伝えることの意味になるというふうに思う。一番下があるから上は要らないんじゃないかと。宮本委員と同じかな。

奥良秀委員 今までそのモニター制度をやってきた中で、意見交換会等々で、モニターの職務以外のことをしゃべられる方がやはり委員の方でもいらっしゃいました。それは采配の仕方もいろいろ問題があったと思いますが、改めてモニターになられる方に対しては、周知をきちんとしてたほ

うがいいと思いますので、私はこのように書かれたほうがいいのではないかなと思います。

宮本政志委員 さっき中島委員も言ったけど、これはモニターなんですからモニター制度を理解するのは当たり前で、モニターの職務をしっかりと伝えていくのもこれは委員会としては当たり前でしょ。下のインスタグラムについては、モニターの職務に追加するってこと。モニターは、市議会の活動及び運営に関する意見をしっかり述べてくださいということを盛り込んでおけば、これを前提としてモニターから頂く意見としての制度、あるいは職務なんですよってことが二つ目、三つ目で分かるからということを言った。さっき中島委員がいいことを言わされたけど、この「制度を理解し、モニターの職務を」と言わされたけど、抽象的で具体性がないから。下は具体性があるから、一番上は要らないよっていうことで、いんじやないかなと思う。ほかの委員がどう考えるかですね。

前田浩司副委員長 これまでのモニター意見交換会を実際にやってみて、モニターの制度を全く理解していない方がおられました。改めてやはり職務をしっかり伝える必要性があります。そのうち、今回の下の2点、例えばこういう手法を使ってもっと理解していただいたらということで、大項目、小項目じゃないんですけども、そういう記述方式を考えたらどうかと感じております。いかがでしょうか。今回モニターの方からやはり職務以外の発言がかなり多かったというのは、奥委員がおっしゃられたとおりで、その中で今回慎重に私たちが調査してまとめていく中で、2点ほど次回に伝えていくという案を申し送っていくという流れで、大項目ではモニター制度のさらに理解を深めていただいて、職務をしっかり伝えることが前提にあり、その手法として二つの利点があるというような記述方法を考えたらどうですかという内容です。

宮本政志委員 これは、「モニター制度を理解し」というのは誰に言っているのかよね。副委員長は「理解していない人が」というのは、モニターの

ことを言っているのか、委員のことを言っているのか。「モニター制度を理解し」ってこれは次にモニター制度を扱う委員会の委員が、「モニター制度を理解し」っていうのは当たり前のことだって話だ。理解していないほうがおかしい。一般の方がモニターになられた場合、それで「モニター制度をきちんと理解し、」というところで、下のほうに、具体的に三つ目に書いているんだから、こういう文言を書いたところで、申し送ったところできっちりと理解してもらえるか。職務をしっかりと伝えるのは委員会と思うけど、受け止め方がこれは難しいんで、要らんのじやないかっていうこと。逆に必要ならば「モニター制度を理解し」というのは携わる議員が理解し、あるいはモニターになられた方に理解してもらい、モニターの職務をモニターにしっかりと伝えることをもう少し具体的に書かないと、仮にこのモニターを扱う委員会ができたときに、文言の文脈の受け止め方は非常に疑問があるから要らないのではないかと思っている。

中島好人委員 「モニター制度を理解し」というのは、モニターをやる人に失礼だと。このことをいうのは、広聴特別委員会の委員なんです。初めて来る人に対して、「理解していない、あなたは悪い」とこういう話じやないと思うんです。「ちょっとそれは制度と違いますよ」と言ってもいいのではないか。それが、一番下につけ加えたことなんですよ。この一番上は、議員に言うならいいですよ。だから、これは削除すべきだ。モニターになった人に失礼だと思います。

森山喜久委員長 ほかの委員の方はどうでしょうか。

藤岡修美委員 当然モニターになられた方には、この設置要綱の説明をされています。第3条の職務の項目については、理解していただくようになると思うんで、第3条第3号に市議会の活動及び運営に関する意見を述べることを入れたら、あえて、最初の申し送り事項の中には要らないのではないかと思います。

森山喜久委員長 最初の「モニター制度を理解し、モニターの職務をしっかりと伝えること」に関しては、このたびについては削除しておいても、問題はないのではないかという意見が過半になってると思いますので、こちらについては、削除の方向で行きたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、こちらは削除とさせていただきたいと思います。モニターの職務については、よろしいですか。

宮本政志委員 これをこのまま議長に答申とするわけか。委員長としてはそう考へてるわけですか。

森山喜久委員長 私は今出てきた意見という形で申し送り事項を議長のほうに提出をする。

宮本政志委員 それだったら、これは二つ目も三つ目もそれ以降にも少し係るけど、「こうこうに追加してはどうかという意見」ではなくて、この委員会としては「追記すべきだ」という文言にしておかないと「追記してはどうかな。そんな意見もありました。」というのは弱いよね。下もそうで、「検討したらどうかという意見」。いや、ここが検討して盛り込むことっていう形で決めるというか、今の広聴特別委員会としては、盛り込むよう取り組むことみたいな形で、ある程度決めたほうがいいんじゃないかなと思って。

森山喜久委員長 そうですね。確かに、それを「追記すべき」とか「盛り込むこと」とか、そういった形の文言にしたということですね。

中島好人委員 こういう言い方だったら、賛否両方あって多数のほうの意見を言っているわけ。反対の人もあるような意味合いで取れるわけです。全員一致のような中身なんだから、きっちとこういうことを検討したらどうかっていうか何かそういう意味合いのほうがいいんじゃないかなと思います。意見っていうのは、違う意見もあったのかというふうになる。

森山喜久委員長 そうですね。この場合であれば、「追記してはどうか」という意見ではなくて、「追記すること」とか、「追記すべき」という表現になるかと。2番目については、基本は、「追求すべきと考える」という表現ですね。今の意見についてほかの委員の方は、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、「追記するべきと考える」、「盛り込むことと考える」というふうに修正をしたいと思います。では、モニターの職務は、先ほど述べた2点を修正したいと思います。では、モニターの職務はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、モニターの募集方法です。これも全て公募したほうがいいという意見で、全て公募にすべきと考えるっていう表現ですかね。「全て公募にすべきと考える」という内容に修正した上で、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）モニター募集方法については、「全て公募にすべきと考える」に修正したいと思います。では、次のモニターの定員についてになります。こちらについてはまたどのようにしましょうか。

宮本政志委員 「10人程度」と「10人」というのは広聴特別委員会の中でも議論になった。だからどっちに決めなければいけんというわけじゃないんだけど。資料を見たときに、モニター意見の聴取方法ってあるけど、これにも10人という人数が絡んでくるんです。つまり、今のようにモニターの都合のいいときを聞いて、それに委員が合わせて意見交換会をするときに、例えば20人で対応すると物理的に難しくなる。極端なこと言うたら、20人だったら1人ずつで最長は20日間となる。だから、そういう意見の聴取方法にも絡むのかなあ。だから、10という数字 자체が少し議論になったけど、そこから本当に10人という数字が妥当かどうかっていうのはもう少し確認したほうがいいのかな。

森山喜久委員長 今のモニターの定員は15人です。（「団体推薦を増やそうということ」と呼ぶ者あり）当初は10人で団体推薦が変わったので15人になって、今の話は全てを公募しましょうということで、元の状況の10人を、もしくは10人程度という形の議論になってきたと思うんで

す。申し送りという内容の観点で、最終的に次の期の話なんです。（「これで決まりではない」と呼ぶ者あり）そうなりますね。今期の私たちの中では、やっぱり10人というのが一つのいい形で、ただそれが10人という限定か、10人程度って表現かどうかということで意見が分かれたのかなと思っています。本当に10人が妥当かどうかっていうのはありますけど。（「今は15人程度よね」と呼ぶ者あり）

奥良秀委員 私は、前回の委員会のときには10人というふうにこだわってましたが、今いろいろ考えたときには多かったり少なかつたり、いろいろあると思いますので、10人程度でいいのではないかと思います。

森山喜久委員長 それでは、前回、10人で決めたほうがいいという意見を言われた奥委員から「10人程度」でもいいという意見だったと思います。一番目は削除した状況で、モニターの定員は10人程度とするという表現ですか。

白井健一郎委員 今は、「程度」という言葉を入れるかどうかってことが問題になってたんだけど、「10人」とか「10人程度」で、10という数字が大切なかどうかっていうのを検討する必要があると思います。

森山喜久委員長 白井委員としては、こうだという意見はあるのですか。

白井健一郎委員 そのあとにもありますけど、任期の問題。任期1年にしたら、例えば3回の公募をかける必要があるとか、そういう問題とも絡めて、10人集まるのかとか、あるいは10人が少ないのかとか、それは厳密にここで決めなくても次の方たちに任せればいいのかなとも思います。

森山喜久委員長 ですので、こちらのモニターの定員については、今10人程度とするという申し送りにしたいと思います。

白井健一郎委員 はい、特に反対はありません。

森山喜久委員長 こちらをモニターの定員は10人程度とするということで、申し送るということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次のモニターの任期に行きたいと思います。こちらも、意見としては、「任期を1年」ということで書いてるので、最後のところを「任期を1年とすべきと考える」という形で修正していきたいと思います。任期は1年とすべきと考えてよろしいですか。

宮本政志委員 私は1年でいいと思う。何かモニターから委員長か事務局で、何かその辺を聞いてないですか。「3年は長かったよ」とか、あるいは、「やっぱり1年ごとがいいよね。1年ぐらいでやめたいよね」とか、何がありましたか。

森山喜久委員長 モニターの中には、「1年より3年のほうが、長いほうがいろいろと吸収して、学べていいんじゃないか」っていう御意見があったのは確かです。ただ、その一方で、再任を妨げないということがあるので、1年と言わずに2年、3年ということで吸収してやってもらうという方策もあると思います。最初に、3年という形でやったときには3年は長いという意見もあったのは確かです。ですから、「モニターの任期については1年とすべき」で行きたいと思います。よろしいですか。「適当」という表現がいいか、「1年とすべき」か。

宮本政志委員 これも、さっき白井委員が言われたように、これはあくまで申し送りだから、次のモニターを担当する委員会ができたならば、委員が検討すればいいんです。事務局、1年ごとということは、1年ごとにモニターの委嘱式をやると、それから謝礼の問題も発生するってことよね。

石田議会事務局長 宮本委員がおっしゃったとおりでございます。毎年1年ご

とです。

宮本政志委員 今、1人当たりの謝礼は幾らか。

森山喜久委員長 今回は、3,000円分の商品券でした。2人やめられたので13人分を用意しました。

宮本政志委員 そうしたら、私は任期1年で再任を妨げないということでいいんだけど、申し送りの注意事項としては、任期1年にすると任期3年と違って委嘱式の回数も増えるし、それから商品券とかの謝礼も大幅に増額しないといけないよね。だからその辺りも考慮すべきであるっていうところも付け加えたらどうなのかな。

河口議会事務局参与 宮本委員が言われましたように、委嘱式は任期を1年にすれば、3年で3回しないといけない。ただ、前期までは1年任期だったので、毎年予算を取って人数掛ける3,000円ということで予算化はしてきたという例はあります。

森山喜久委員長 議会費ですね。今の意見は、加筆するということですね。委嘱状の回数が毎年になるということと、謝礼の増額を考慮すべきという形を入れたらどうかという御意見と思います。皆さんのはうはどうでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、任期を1年とすべきと考えると。「なお」という形で今のこと加えたい。「再任は妨げない」は入れます。任期1年で再任を妨げないという前提条件の中で、委嘱式の回数の増加と謝礼の増額、それについて考慮すべきという形の文言を入れたいと思います。では、モニターの任期についてはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、モニター意見の聴取方法です。

宮本政志委員 これは、隨時、ファクス、メール、手紙……事務局の負担を考

えたら、事務局に電話で意見を伝えるということは認められないということで言ったんだけど、下の意見をよくよく見ると「そうだな」と思うこともある。モニターが、外で頻繁にあったり、連絡を取り合うというのも一つだけど、今のような意見交換というきっかけをつくって、何かの拍子には「自分はよく議会カフェに行くよ」とか、「私はよく委員会を見るよ」っていうところから、モニターの職務はいずれ、幾つか今度は増える可能性もあるので、ここは下の意見も一つだなと思った。もう少し、何か端的にまとめられないのかなと思った。例えば、この下の意見を尊重するんだったら、現状は定例会ごとに意見交換会を開催していますよね。モニターに合わせるんじゃなくて、日にちを決めるわけよ。もし、その日にどうしても来れないモニターに関しては、上のようにファクスなりメールなり、お手紙で意見をいついつまでにお寄せくださいっていう形を取ればいい。これは二つ一緒にならんかな。

森山喜久委員長 なりますね。基本ベースは定例会ごとに意見交換会を開催して、日付も決めさせていただいたところで参加してもらうと。来れないモニターについては、ファクス、メール、手紙で意見があればそちらで提出をしてもらうと。

中島好人委員 ここちょっと、文書が長くなっているよね。やっぱ申し送りだから、簡潔に項目的にはぱぱぱっとこうしたほうがいいんじゃないかと思います。だから、この意見交換会を定例会ごとにする必要はなく、ずっとこうなっている。意見交換会は定例会ごとにする必要はないとか。切る方法でやったほうが申し送りには適しているんじゃないかなと思いました。

白井健一郎委員 私の前回の意見としては、この二つ目の後半です。定例会ごとに意見交換会を開催したほうが、モニター同士の交流も増え、意見交換が深まると言ったと思うんです。まず、意見交換会の意義っていうのは、単に、議員側とモニターが意見を交換するだけじゃなくて、モニタ

一も他のモニターがどう考えているのかというのが分かる機会にもなるし、また、意見交換をする中で議論が深まったり、おのののの考えが深またりすることもあるので、私としては意見交換会をやったほうがいいと思っています。あともう一つ上のファクス、メール、手紙を隨時提出する機会があるっていうのは、一見便利そうであるけど、結構そのモニターという公的な役割の人が、例えばファクスで気楽に送ってくださいと言っても、文書をつくることが大変だと思うんです。私はどの問題点に対して問題を感じ、自分としてはこう考えていますがどうでしょうかっていうことをまとめて書くのは大変な作業だと思うんです。そう考えると、意見交換会はある意味それよりもハードルは低く意見が言えるということから、意見交換会のほうを推したいと思っています。

宮本政志委員 白井委員が言われたところで、僕はこの二つ目が気になったのはそこなんだよね。委員長、ここで皆さんのお話を聞いていただきたいんだけど、僕はなぜこのファクスと云々って言ったかといったら、現状で定例会ごとに全部モニターの都合のいいときに合わせて、正副委員長や委員が合わせているよね。例えばモニターが1人でも、何月何日何時からでも合わせているよね。その効率がよくないなと僕は思うわけ。そうじゃなくて、だから、意見交換会はやったほうがいいんかなあ。この二つ目の意見を改めて見てそう思った。ただし、大体の都合のいい日は当然聞くけど、日時はこちらで決めるとどうしても来れない人に限っては、どうするんですかっていうことで、意見交換会に出席しなかったらモニターは意見を言う場がなくなるよね。だから、そういう方にはファクスなりメールなりお手紙なりで意見を出されてもいいですよと。意見を出されない、意見交換会にも来られない。だって、意見はないという人もおられるし、そういう意味で言ったんです。白井委員は、現状のように毎回意見交換会をして、全モニターの都合に委員会が合わせてやったほうがいいって考えたのですか。

白井健一郎委員 モニターが一同に会するのか。あるいは1人、2人でも、日

程を調整できたときに来てもらうのか、工夫は次の方々に任せて、取りあえず意見交換会はやったほうがいいというのが私の意見です。

森山喜久委員長 今の意見を聞きながら皆さんのはうから、意見交換会のあり方と、また来れない人に対するフォローを含めてどのようにするべきか、したほうがいいのかという意見を頂けたらと思うんです。定例会ごとか年1回かでも大分違いますから。まずは、モニターの意見交換会の開催をするかしないかということであれば、今、白井委員にしても宮本委員にしても意見交換会をしていく形でするべきだと。白井委員、それは定例会ごとにやるという理解でいいですか。

白井健一郎委員 定例会ごとでも三か月に1回になりますよね。このぐらいやっているんじゃないでしょうか。

中島好人委員 この項目は何かというと、モニターの意見の聴取方法なんですね。モニター同士の交流が減り、他のモニターの考えを聞く機会も減る。この交流っていうのと意見を聞く聴取と性格が違うような気がするけどね。意見交換が深まるというのと聴取との関わりは、どういうふうになるのか。難しい問題ではある。やっぱりモニターの意見を聴する方法ですから、交流とかはまた違う項目があるならそういう項目に上げるべきって思います。何かもうちょっとそこに絞った内容にすべきではないか。

森山喜久委員長 モニター意見の聴取の頻度としては、定例会ごとでいいと思われてるんですか。それとも、年に1回とか、半年に一遍とか、中島委員のお考えはどうですか。

中島好人委員 それをここで決めたほうがいいですか。方法としては、意見交換会を持つ。もう一つは随時ファクスやメール、手紙、そういうもので意見を聞く。ほかに何かあるのか。

森山喜久委員長 そういう意見交換会も年に1回するパターンとか、半年に一遍とか定例会ごととかあるじゃないですか。その辺でどういうふうなイメージを持たれて発言されているかを教えてもらえたうんす。いかがですか。

中島好人委員 回数を1回か2回か……

奥良秀委員 私は、定例会ごとにやればいいと思います。また、先ほどから出ていますように、「モニター同士の交流が増え、意見交換が深まると思う」という文面があるんですが、あくまで今回このモニターの職務っていうのは、広聴特別委員会がモニターから意見を聴取することが目的であるので、いわゆる、モニター同士っていうことはこちらが考えるべきではないと私は思っております。各モニターの都合がいい日にちを聞くのではなく、委員会で日にちを決めて1日で、定例会ごとに年4回されたらいいと思います。

白井健一郎委員 具体的にまとめていきますと、この聴取方法について、まず意見交換会ですよね。意見交換会が必要というかやったほうがいいという意見は大体総意が取れているんじゃないでしょうか。その意見交換会の中で、定例会ごとにする必要があるのか、もっと回数を減らしてもいいのかという意見で分かれているということがあって、あと意見交換会に出られない人に対して、ファクスでもメールでも手紙でもそういうフォローアップっていうか、そういうものも手段として認めましょうかっていうのが聴取方法じゃないでしょうか。

森山喜久委員長 それで、白井委員はどういうふうにしたらいいと思うのかを教えてもらっていいですか。

白井健一郎委員 私の意見は先ほどから言つてるとおりなんですけれども、別

に一つにまとめなくとも、両論併記でいいと思います。

前田浩司副委員長 2年間、この委員会に所属して感じるところは、モニターの方同士で意見交換したいという部分もあるかもしれません、定例会にこだわる必要はなく、あくまでも、モニターが意見交換をしたいかどうかということを考えるきっかけっていうのが、必要なのかなってと思います。今回、後期でモニターからの八十数件の意見を聞く中では、同じような内容を話される方も見受けられたし、また新たにモニターの方と他のモニターの方と意見交換するっていう必要性も見える部分もありましたので、まず、定例会ではなくて、最低でも年に2回、あとはモニターから開催を希望するという話があれば、そのモニターの気持ちを吸い上げて、開催に結びつけていく。手法については、ファクスかメールか、いろんな媒体で、まずモニター主導型で考えていく必要性があるんじゃないかなというふうには感じました。定例会ごとではなくて、最低でも年に2回が望ましいんじゃないかと思います。以上です。

藤岡修美委員 私は、定例会ごとに意見交換会を委員会のほうで日程を設定して、モニターの参加が多い日程を調整しなくてはいけないんですけど、全員参加が無理であれば、その補完として、ファクス、メール、手紙でいいかなという気がします。

森山喜久委員長 では、出てきた意見の中では、年に1回もしくは2回という意見もありましたが、定例会ごとに意見交換会をしたらどうかという意見で、あと日時については、調整した上で1日程度にまとめていく。来れない人に対してのフォローとしてファクス、メール、手紙という意見が大多数であったのかなと。ただ、今、それでは別に年に2回意見交換会をしていくような形をしたらどうかという意見もあったと思っているんです。それでよろしいですか。

宮本政志委員 そうかな。藤岡委員が今言われたことは、多分僕と近かったけ

ど、白井委員は少し違う。両論併記と言われたと思うよ。それと前田副委員長が言ったことには僕は反対で、モニターの都合のいいときって言わされたけど、10人のモニターがいたら10回しようっていうのは今と一緒によね。そうすると、委員長、副委員長だけじゃなくて事務局も大変だと思うよ。モニターがマックス10人。現状は15人だから、変更しないとすると、15人のモニターに対して定例会ごとにマックス15回っていうことだよね。だから、モニターの都合に合わせると副委員長が言わされたことと、年に2回ぐらいっていうその2回もよく分かんないんで、それは申し送りするべきじゃないなと思う。ただ、一つに決める必要はないんで、さっき藤岡委員が言わされたことと白井委員が言わされたことっていうのを簡潔にまとめて申し送ったらいいいんじゃないかな。それを見て次の委員会が決めればいいじゃないかな。

森山喜久委員長 そうですね。そちらについては、再度、この後まとめさせていただきたいと思います。

奥良秀委員 副委員長のほうからモニター主導という言葉があったんですが、あくまで、ここは委員会主導でやらないと、何のための取決めをしているのかなというところがありますので、私はそういうふうな考えです。

前田浩司副委員長 私が言っている内容については、定例会が1回終わった後にモニターの方に情報を提供します。意見交換会の内容について、全モニターにアンケートか何かを渡して、それに対しての返事を見てその後に開催をどうするか。私は個別にモニターの日にちに合わせっていうことではないです。まずきっかけとして、決められたモニターに定例会後に一応案内を送ります。その中でモニターからの意見がありますから開催を希望します。希望する人がいなければ、いる人についてこちらで日程調整をして、1回そこで開催をいたします。また、その後に、どのタイミングでモニターの方にアンケートを取るかはあるんですけど、その状況を見て、こちらで用意される日程に対して、希望される方が参加す

るかしないかっていうような感じで話したわけなので、一緒かもしれません。（「モニターの都合に合わせてって言われた」と呼ぶ者あり）その部分は修正させください。藤岡委員と一緒にです。

森山喜久委員長　日時の調整をしていくってことですね。それでまとめさせていただきたいと思います。次に、モニター意見交換会で出てきた意見の取扱いです。二つの意見が出てきております。基本的には全議員に周知していくということで、ただ、個別に回答はしないよというニュアンスかなという形です。

白井健一郎委員　モニター意見交換会で出てきた意見に対して、広聴特別委員会としての回答は出さないということだとここに書かれてると思うんです。今回の広聴特別委員会では、出してきたと理解してますがそれでよろしいですよね。委員長。

森山喜久委員長　そうですね。

白井健一郎委員　それを必要ないとした方がどなたか分かりませんが、その意見の根拠をもうちょっと知りたいんですけども。

宮本政志委員　これは実は議会カフェのほうにも絡んでくるんだけど、余りにも数がたくさんあり過ぎて、回答がすごく遅れている。全てのモニターの意見に対して割り振りして、そこが全部回答することをしているがそれをせずに、こういう意見が出ましたよっていうのを周知して、そこで必要だと思う議員がいれば、自分が所属する常任委員会あるいは特別委員会で、あるいは一般質問を含めて、こういうふうに扱ったらどうかという提案をしてほしいと。白井委員、そういう意味で僕は今のように非常に時間をかけて、少し無駄なこともあるかなと思うんで、全部回答するっていうのはやめましょうって言ったの。

白井健一郎委員 今の御意見で分からなかつたのが、全部取り上げる必要はないなら、こちらが選んである程度答えるのか、あるいは全くこの二つ目の意見になるように全議員に周知するだけで終わるのかというのはどうぢらでしようか。

宮本政志委員 そう。だからそこも少し議論が必要。つまり、こちらで選ぶつていうのが、今のモニター制度の担当はこの広聴特別委員会よね。でも、広聴特別委員会が選ぶんじやなくってこういう意見が出ましたよって言って、今的方法は各常任委員会とか広報特別委員会とか、あるいは広聴特別委員会とか、それから議会運営委員会とかに割り振るよね。そこで割り振られた委員会の中で、この意見については重要なので回答しましようという方法もあると思う。今は全部振り分けたら取りあえず全部に回答をしましょうだけど。だから、白井委員が言われたところは少し議論に入って申し送りするというのも一つ考えるとと思う。

藤岡修美委員 モニター意見の取扱いは第9条でうたっているんですけど、「意見交換会で聴取したモニターの意見を必要に応じて検討するって書いてあるんで、必要に応じての判断で、僕はこの下のほうでいいと思うんですけど。

中島好人委員 広聴特別委員会としての役割っていうのは、やっぱり広く市民、特にモニターからの意見を吸収すると。それを返すのも広聴特別委員会の仕事として今まである程度してきたわけです。しかし、それは広聴特別委員会の仕事なのかと考えると、専門的には各常任委員会があるわけですね。例えば福祉の関係が出てきたら民生福祉常任委員会でやっていくわけですね。だから、言葉は悪いけど、意見として回答する必要はないとなると、意見を言った人が何も返してもらえない感じるんで、この言葉 자체はあまり好きじゃないけども、考え方は同じです。一々広聴特別委員会が回答していく必要はない。

宮本政志委員 中島委員の言われることはごもっともで、上の「意見に対する回答はする必要ない」という意見は、確かにストレート過ぎて、これはなくす。もう一つは、モニターからの意見は広聴特別委員会が受けて、最終的にはまとめたのをモニターに返すっていう役割は、今は広聴特別委員会になってるよね。そうすると、広聴特別委員会に出された意見を各常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に振り分ける。振り分けられた先は、さっき藤岡委員が言われるよう必要に応じて回答をしていく、モニターに返す。そうすると今みたいに全部返さないといけないわけじゃないよね。それと必要じゃないって委員会が判断しても、議員によっては「すごい重要な意見だったな」と思えば委員会に提案したり、自分が一般質問に使ったりできるんで、今の点でまとめたらどうか。

森山喜久委員長 今頂いたのは、確かに一番目のほう。ですから、今、新しく変わった分はモニターからの意見は広聴特別委員会が各委員会に振り分けをします。そして振り分けた意見については、各委員会が必要に応じて回答していくという流れを加えるということで、あと一番目のところはする必要はないという意見というのはダイレクトすぎるので、これを削除したいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは一応暫時休憩を取らせてもらいます。

午後 2 時 休憩

午後 2 時 21 分 再開

森山喜久委員長 暫時休憩を解きまして、委員会を再開いたします。次は、議会カフェについてとなります。議会カフェの開催回数ということになります。出された意見を四つにまとめさせていただいたところです。こちらの内容自体は、実際議会報告会は年2回、3月、9月とすること。6月と12月議会については必要に応じて意見交換会を開催したらどうかという意見にまとまるのかなとは思うんです。その辺はどうでしょうか

か。

白井健一郎委員 まず、これは言葉が分かりにくいと思うんです。議会カフェの中に議会報告と意見交換があるんでしょ。一々議会報告会とか意見交換会って書いたら、これを読む人に誤解を与えるんじゃないかなと思うので、議会カフェ、これは議会報告会ですよね、議会カフェの中に議会報告と。市民との意見交換があるっていう書き方が分かりやすいんじゃないでしょうか。

森山喜久委員長 議会カフェが議会報告会と意見交換会の二本立てであるよっていうのを。

白井健一郎委員 私たちの間ではもう常識的になってるんだけど、議会カフェというのは議会報告会ですよね。そもそもその議会報告会っていうのはたしか議会基本条例上の正式名称じゃなかったでしたっけ、だから、議会カフェ開催回数の1行目を見ると、最後に、議会報告会という形を取らないでって書いてあるけど、これ不正確ですよね。議会報告をするのではなくてとか、そういうふうに書かないと。議会基本条例上は議会報告会というのは議会カフェですよね。だから、もう少し言いますと、一つ目の意見です。「これまでの議会カフェは3月と9月定例会後に開催し」これも「これまでの議会カフェの形は」と書かないといけないと思うんですよ。次に、「6月と12月定例会後は、議会報告会という形はとらないで」は、こう書くのではなくて「議会報告の形はとらないで」とか。あとも「市民との意見交換会」っていうのも「市民との意見交換の場にする」とか。要はその議会カフェと議会報告会と意見交換会というのを混在されたら困るので、あくまで全体が議会カフェ。皆さん分かりますよね。

中島好人委員 これは、出だしが悪い。3月と9月議会はこうします。6月と12月はこうします。そうしたほうが分かりやすい。説明が長過ぎる。

3月と9月は、議会報告を中心とした議会カフェ。6月と12月は、意見交換会を中心とした議会カフェというふうに分けたほうが、すっきりするんじゃないかな。

宮本政志委員 今、白井委員が言ったことっていうのは、分かりやすくっていう意味ではそのとおりです。「議会カフェだよ全員集合」というキャッチフレーズみたいのがあるね。本当は議会報告会よね。中島委員と白井委員の意見からすると、3月と9月定例会後に、議会報告会を開催すると。それは現状の議会報告会。つまり議会の報告とそれから意見交換セットが議会報告会。6月と12月定例会後は、議会の報告はせずに、市民との意見交換のみを行うっていうふうに分かりやすく書けば、確かに、中島委員と白井委員が言うことは、表現できるんじゃないかな。

森山喜久委員長 そうですね。ですので、こちらについては議会報告会については3月、9月の定例会として、6月、12月については、意見交換会を中心として行うと。議会報告会については、現状の議会報告会の形式で、3月と9月の定例会で行います。

白井健一郎委員 確認しておきたいのは、市民との意見交換の場の回数を減らすべきじゃないと思っています。年に最低4回必要ではないかと思ってますので、この二つ目の意見とは違うんです。この二つ目は、必要に応じて、市民との意見交換を開催するって書いてますから、一番の眼目は、市民との意見交換の場を減らすことになっちゃいけないというのですけれども、3月、9月以外は、議会報告がなくてもいいんじゃないかなっていう一つ目の意見に賛成です。

森山喜久委員長 それでは、一番について、2、3、4を集約という表現を間違って使ってしまいましたので、それで、二つ目、三つ目、四つ目についてもそれで皆さんのお意見を確認させて聞かせていただきたいと思います。2番目ですね。6月、12月定例会後にこだわらず、必要に応じて

市民との意見交換会を開催するという意見については、どういたしましょか。

奥良秀委員 これは市民との意見交換会ってなっているんですけど、これはどっちかというと市民懇談会のことと受け取られるような内容になっています。いかがですか。

森山喜久委員長 そのように見えますね。

宮本政志委員 委員長、奥委員が言うように四つ目も見ないといけない。三つ目、最後は意見交換会の形で団体を抽出して行っていくのは柔軟に検討するという件。つまり、意見交換をどういうふうな形でやっていくかっていうことで、例えばこちら側が P T A 連合会とか、小野田商工会議所とかそういう団体に絞って意見交換しませんか。テーマをどうするかは先の話やけどね。そういう意見交換という意味合いも含めて、4番目も。意見交換会で奥委員が言うように、そもそも条例で2回と。実施要綱は原則定例会ごとでしょ。この議会カフェは議会報告をちゃんと行いましょうが前提なわけよ。ただ、意見交換が主じやないわけよ。議会が何をやったかっていう報告がそこよ。意見交換は主じやない。だから意見交換をあんまり主として議論していくと、今の市民懇談会とかいろいろあるわけよね。委員長、そこ少し気をつけていただいて進めてください。だから、3月、9月の定例会後に開催するこれまでの議会報告会が前提でしょ。6月と12月の定例会後は、議会報告はせずに、つまり今の議会報告会じやないですよ。意見交換のみを主として6月、12月の定例会後はやりましょうよっていうのが一番よね。2番は、「こだわらず」なので必要に応じて、もうどんどん開催していきましょうよと。つまり6月と12月定例会後にやるだけじゃなくて、こだわらない。必要に応じてどんどんやっていこうよって書いてある。三つ目は、6月と12月定例会後は、各常任委員会において報告事項があれば、なのでなかつたらしないのかな。つまり、報告すればという意見ってこと。それぞれ少

しづつ意味は違う。それをまとめていって別に一つにしなくてもいいんだけど。申し送りとして、つくらないといけないよね。

森山喜久委員長 逆に、1番の後に3番が行ったほうがまだ分かりやすいかもしれないですね。

中島好人委員 奥委員も言つてるように2番になると、この「こだわらず」といったら、いつでも、どこでもじやないけども、この必要に応じて意見交換会を行うとなると、市民からこういう要望があったときの懇談会があるんですよね。あれと混同するので、議会報告会は要るのかな。2番目。必要に応じて。だから、6月と12月定例議会後にこだわらずっていうのをのけると。

白井健一郎委員 今、問題となっている2番目の意見ですけど、「こだわらず、必要に応じて」といっているから、増やすべきっていう意見にも聞こえるんだけど、「必要に応じて」だから、逆に減る可能性だって十分高い。むしろ、必要に応じて市民との意見交換会を開く場って、その必要とは何なんだって、具体的に考えてみたらどうなんでしょう。やっぱり意見交換会の回数は減っちゃうんじゃないですか。この2番目の意見というのは、私はそのように理解していますので、2番目には賛成できません。

宮本政志委員 この4年間、特に後半の2年とその前1年の3年くらい、広聴特別委員会を担当したのかな。結局、改選後に最初の広聴特別委員会は、議会報告会は予算決算の3月、9月定例会は必ずやっていって、年4回に縛られなくてもいいじゃないかと。その代わり、6月と12月はどんどん外に出ていって、市民の意見を聴取しようというのが広聴特別委員会の「広く市民から意見を聴取し」ですから。ところが、この4年間で、出かけていって意見を聞いたのは1回だけよね。商工会議所青年部の二つと小野田青年会議所。つまりできていない。そうすると、4年間を振り返って、やはり議会報告会は定例会ごと実施要綱どおりやったほうが

いいと思う。だって、市民との意見交換会はまともにこの4年間であまりできていないんですから。現状のとおり、定例会ごとに年に4回やる。それに付け加えて、この4番目の団体との意見交換。いろいろ出かけていって、意見を聞いていく。そういうプラス思考っていうか、プラスのほうで考えたほうがいいかなと思う。この1、2、3、4の全部にこだわっていくと、現状よりマイナスの方向になるんじゃないかなと思う。

森山喜久委員長 それについて皆さんのお意見をお願いします。宮本委員の意見で、実施要綱どおりしていったらどうかということについて。

宮本政志委員 さっきの白井委員とちょっと近いんだけど、もう実施要綱どおり議会報告会はやるべきと考えますと。例えば、最低年に2回は、市民との意見交換会を行うべきと考えると。そうすると今よりもプラスになるよね。確かに白井委員の言うとおり。「必要に応じて」と解釈すると、別に必要ないしなっていうふうに言い訳をつくればどんどんさぼれるよね。

森山喜久委員長 最低年2回は市民との意見交換会を開催するという意見もありました。どうでしょうか。

中島好人委員 だから、要するに3月、9月はいいですよね。問題は6月、12月を議会報告という形を取らないでこの意見交換会とするならば、別に2番と1番を一緒にしたような形で、こだわらず市民懇談会を行うと。そうするとすっきりいくんじゃないかなという感じですよね。6月、12月定例会後にこだわらずということを入れれば、要するに、3月と9月は定例で。別に6月と12月はそれにこだわらず、市民懇談会を開催すると。

森山喜久委員長 ここは市民懇談会のことじゃないです。

中島好人委員 意見交換会を行う。上と下の合併の文言になるんじゃないかなと思ったんですけど。

森山喜久委員長 今、議会報告会の開催回数は、二つ意見が出たのかなと思っています。現状の議会報告会を年2回、3月と9月の定例会ごとに開催しつつ、6月、12月の定例会後は、今の議会報告会をせずに、意見交換会のみを中心として行うという意見が一つ。もう一つは実施要綱どおり、現状のとおり、年4回定例会後に議会報告会を行うべきと考えるということで、それに加えて最低年2回は市民との意見交換会を開催するという意見が出てるというふうに認識しております。できれば、この2点を次の申し送りにしていきたいと思います。

白井健一郎委員 現状どおりという意見を三つ目として付け加えてほしいと思います。今おっしゃったのに加えて、現状どおり、つまり定例会ごとの議会報告、市民との意見交換会をやると。話をまとめますと、議会カフェって名前がついてるんですけど、さっき言ったように議会基本条例上は議会報告会なんですよね。だから議会報告が抜けるっていうのは、抵抗があるんですよね。もちろん、何とか資源が有限というか限られた資源の中でやらなくちゃいけないから、すごく議会報告は負担になるっていうんだったら、6月、12月は減らしましようって話になってもいいけど、その点の話を伺いしたいんですけど、今ちょうど委員長が……。

森山喜久委員長 意見としては、どうなのかを教えてもらっていいですか。

白井健一郎委員 現状維持です。定例会ごとに議会報告と市民との意見交換をする。

森山喜久委員長 それのみということでいいですか。

白井健一郎委員 それが最低ライン。ここに常任委員会の委員長がいらっしゃ

るので、聞いてみたいんですけど、議会報告をするときの動画づくりとか、その他もろもろの負担というか、どの程度大変なものかっていうこと。これは私の持論として、選択と集中というのが必ず要素として入ってくるので、あまり負担だっていうのなら報告の分量が少ない6月と12月は議会報告をしなくてもいいんじゃないかっていう話につながるんです。そこを聞いてみたいです。

森山喜久委員長 どちらからでもいいですけど。

藤岡修美委員 当初は慣れてなかつたんで、動画づくりが大変だったんですけど、これは経験積めばだんだん皆さんも慣れてくると思うんでそれは問題ないと思うんですけど。

奥良秀委員 今、藤岡委員が言われたとおりです。ただ、6月と12月をどうしましようかって話も出てる中で、さっきの白井委員の質疑とはちょっとかみ合わないところがあるかもしれません、議会報告会実施要綱の第3条には、三つ一緒になって議会報告会ってなってますので、市民との意見交換会だけっていうのは議会報告会の形にはなりません。やはり、今までどおりがいいのかなというふうに思っております。で、議会報告動画につきましては、どちらかというと広聴特別委員会で扱われるべき事項にはなってるんですけど、内容的には全て常任委員会の委員長が全てやられていると思います。こちらのほうがどちらかというと聞くよりは、広報という外に発信するものになってるのではないかなと思っています。その辺についてもまた申し送りとして、どのような位置づけにしていくか。委員長だけがやっていただくのではなくて、やはりいろんな人が手を加えたり、手助けしたりとかしていかれたほうがいいのではないかなと思います。以上です。

森山喜久委員長 議会報告動画関係はまた後でもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）開催回数のまとめをさせていただけたらと思います。意外と何か

現状のとおり4回は最低すべきという意見もあったとは思うんです。それらを踏まえた三つ意見があったと思いますが、その三つを併記するような形でよろしいんですか。

宮本政志委員 そうすると、2番目、3番目、4番目は申し送りということで、やらないということでいいかってことよね。もうやらなくていいんじやないかと思うんだけど。今委員長が言われた三つ。その三つで、要は二つ目と三つ目というのは、実施要綱どおり定例会ごとに今のように議会報告をやりましょうということ。そこは共通です。ただ、違いは、年2回ぐらい市民との意見交換会をやろうじゃないかっていうのをプラスしよう。いやいや、そんなプラスしなくていいということよね。その三つの方向性を次に申し送りとして送るのか、やはりその意見交換はしなくていいんじやないか。4回の議会報告会をするのならというふうに持っていくのか。その話がつかないと三つ持っていくことになるんだけど。

森山喜久委員長 このことについて皆さん方のほうから意見交換会の分を含めて御意見をお願いします。

宮本政志委員 さっき言ったでしょ。もともと6月、12月とかで報告する議案がないときもあるよね。仕方なく、例えば、条例の一部改正とか、あんまり市民の方に分からんような議案ぐらいしかないけど報告しようとやっていうこと也有ったよね。そもそも6月、12月は、議会報告会はしなくても、もっと出かけて行って市民の意見をいっぱい聞いていこうよということをやろうとしていたけど、結局できてないでしょって言っている。「できていないのにやっていこう。6月、12月をやめましょう」というのはマイナスの方向でしょって言ってるの。だから原則、定例会ごとに4回はやろうじゃないか。プラス最低でも年に2回は市民の意見を聞いて行こうよというほうが大事だとなれば、広聴特別委員会のメンバーがいろんな団体のところに出かけて行って、市民の意見を聞く。そうするとその結果、6月と12月の定例会後の議会報告会は別にやめたって、基本条例では2回なんだから、別に条例違反じゃないし、そ

いう流れをつくるために、実施要綱どおり定例会ごとにやること。それとプラス年に2回ぐらいは市民との意見交換をするべきだっていうことを申し送ったらどうかって言っているんです。

森山喜久委員長 では、現状のとおり年4回議会報告会を行うべきという意見にプラスして、最低年2回は市民との意見交換会を開催すべきという意見がありました。この二つについて似通っているので最低年2回は市民との意見交換会を開催するべきというのを加える形でもっていくかどうか。現状のとおり年4回議会報告会を行うべきというのは、あくまで現状どおりなので、それ以外で先ほど言った議会報告会を3月、9月の定例会ごとに開催し、6月、12月は意見交換会のみを行っていくという案と、実施要綱どおりに現状のまま年4回議会報告会を開催し、なおかつ最低年2回は市民との意見交換会を開催するという2案を次に申し送りをしたいと思います。どうでしょうか。

奥良秀委員 今、市民との意見交換会をすると言われてるんですけど、そこをもうちょっと広聴特別委員会でやろうとしてるんですか。それとも議会全体でやろうとされてるんですか。私は広聴特別委員会で、年に2回は出て行って意見聴取をしようという話になってるのではないかと思う。そこをちょっと詳しく書かないと申し送りにならないんじゃないでしょうか。

森山喜久委員長 広聴特別委員会としてか議会としてかということですね。こちらについては、また皆さん方から——奥委員は、広聴特別委員会としてやっていくという認識だということでいいですね。

宮本政志委員 なかなか意見が出ないね。一番目を前提にするんなら、6月、12月は議会報告をしませんと。その前提での市民との意見交換会をしましょう。これは議会全体。主導とか形とかルールとかっていうのは当然広聴特別委員会よ。定例会ごとに議会報告会をやります。この現状は議長以外の全議員でしょ。それとは別に年2回市民と意見交換してい

きましょうというのは奥委員と一緒にです。広聴特別委員会が出かけていって聞けばいいという話だと思う。

森山喜久委員長 皆さんの認識も、広聴特別委員会がという認識でよろしいですか。奥委員、宮本委員の意見に対して皆さんのはうから御意見があればお願ひします。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今の2案を申し送り内容にしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次の議会カフェの開催場所ということです。現行は不二輸送機ホール、Aスクエアなどという意見もありました。開催場所を不二輸送機ホール、Aスクエアに限定せずに、地域ごと、近くで参加しやすいということの地域交流センターを主軸に検討してはどうかという意見だったと思っています。御意見はどうでしょうか。特に、意見がなければこのままでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、このまま行かせてもらいます。では、議会カフェへの参加要請になります。こちらについての御意見はどうでしょうか。このままでよろしいでしょうか。議員の参加者への呼びかけです。議会カフェへの参加要請は、議員が市民への声かけ行動は継続していくべきということで、あと議員が行う動員の人数の公表については公表すべきという意見と公表しないほうがいいという意見があり、意見が分かれているということで申し送りをしたいと思います。どうでしょうか。

宮本政志委員 委員長が言われたことがよく分からないけど、議員が市民参加を促す行動というのは、ノルマつまり広聴特別委員会は5人以上、ほかの委員は3人参加させるということでいいのか。全員を5人するのか、全員を3人にするのか、それかノルマをやめるのかでしょ。これは継続していったほうがいいと決まったわけでしょ。これは現状の広聴特別委員会は5人を毎回呼ぶこと。それ以外の議員は3人呼ぶこと。これに関しては継続していくべきだと考える。そういうことか。

森山委員長 そうですね。

宮本政志委員 今の二つ目の公表については、公表してもいいんじゃないですか。

森山喜久委員長 公表すべきということもありますが、ただ、前回の公表方法の見直しも必要じゃないかという意見も含めてあったと思うんで、公表については、公表するかどうかというのは次の委員会でも議論してもらう。こういうふうに意見が分かれた状況だっていうことを伝える形になるのかなと思ったんですけど、どうでしょうか。公表するかどうかについては意見が分かれているというところです。

宮本政志委員 これまでの議論を基にこういう意見でしたよね。でも、結果的に前回参加人数が少なかったよね。それからいくと、公表すべきじゃないかって言っている。公表するのはどうかなっていうのは公表されたら、つまり、困るからじゃないか。だって、ルールでしょ。一応議会のルールとして決めたわけでしょ。それで、「すいません。ちょっとそのルール守れませんでした」ということがあったら、ルールを守った議員とか守っていない議員の差別化を図るために、公表してもいいんじゃないかな。「公表すべきだと考えます」という方向性がいいかなと思う。だって公表しなかったら、呼ばなければ呼ばなくていいという話になる。

森山喜久委員長 今、公表すべきという意見がありました。皆さんどうでしょうか。

白井健一郎委員 私は公表するのはどうなのかという立場ですけれども。

森山喜久委員長 理由があれば。

白井健一郎委員 理由は、議員それぞれが自発的にやるべき問題であって、委員会として結果を公表して単に足りなかつた人をどういうふうな形で、

足りるような方向に持っていくのかどうかってまたそういう問題も生じますし、私としてはあまり強制的にやってもらうのはどうなのかなという考えです。

宮本政志委員 今、白井委員は自発的にと言った。これは自発的じゃないよね。

任意じゃないよね。広聴特別委員会の委員は、5人呼びましょう。ほかの委員は3人呼びましょうというルールとして決めたわけよね。それがルール。だから、そのルールに対して守られた議員と守られてない議員っていうのは明確にするべきだと思う。で、なるべくなら5人呼びましょうとか、なるべくなら皆さん3人呼びましょうって、自発的にお願いしますというのなら、ルールじゃないんだから、決められた人数じゃないんだから、1人で何が悪いのっていうのを。それでも公表してもいいんだけど、ルールで決めた以上、守れない議員は守った議員と公表すべきじゃないかって思う。だから、全員公表するわけ。守っていない議員だけじゃなくて。全員公表すれば、しかも、物すごくたくさん声かけて、市民をたくさん呼んでる議員もいれば、ぎりぎりというのもいるわけだから、そこはもう公表すべきじゃないかという意見。

森山喜久委員長 それについてはどうですか。ほかの委員の方はどうでしょう。

中島好人委員 前も話したと思うんだけど、要するに公表すべきでいったほうがいいんじゃないかなと思います。別に、罰金があるわけでもなくて、前に話したと思うだけでも、やはりそういうものがあるっていうこと 자체がプレッシャーなり、頑張らないといけないっていうそれなりに根拠がある数字だと思うんで。前もそういう発言をしたと思います。

宮本政志委員 森山委員長も委員長2年やってきたわけですから、さっき白井委員は「どうなのかな」って分からない。つまり、白井委員としたら、私は公表するの反対ですと、「どうなのかな」っていうのは、公表するのってどうっていうのははっきり分からない。その辺は委員長はっきり

聞いてもらったほうがよかったです。

森山喜久委員長 失礼しました。

宮本政志委員 ただ先ほど白井委員の意見としたら、反対っていうの分かるけど。その辺りも整理して。だから別に一本化しなくてもこうこうで公表するべきであるという意見と二つ目はこのままよね。このままでよければこのままで。

森山喜久委員長 現在は公表します。ただ、やはり公表すべきという意見と公表するのはどうなのかという意見に分かれていると認識してるんで。これについては、このままで分かれた意見で申し送りをさせていただきたいんですが、白井委員に再度確認させていただきたいのですが、公表するべきではないという意見でよろしいでしょうか。

白井健一郎委員 はい、そうです。

森山喜久委員長 今、公表すべきという意見と公表するべきではないという両方の意見が出ております。こちらについて、現行の委員会の中で、1本にまとめるというのは難しいのかなと思いますので、こちらは併記した状況の中で、申し送りをさせてもらいたいんです。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議会カフェの広報活動についてということで書かせていただいてます。今それぞれの意見が出ておりますが、ここで、暫時休憩します。

午後3時12分 休憩

午後3時24分 再開

森山喜久委員長 それでは、暫時休憩を解きまして、委員会を再開いたします。

議会カフェの広報活動については、4点上がっております。こちらについては「ポスターを1か所に複数枚掲示するべきと考える。FMとネットを活用するべきと考える。自治会便での配付の検討をするべきと考える。市広報への掲載を検討するべきと考える」という形で修正して、申し送りをしたらどうかと思います。委員の皆さんのお意見はどうでしょうか。異議ありますか。付け加え等がなければこのままの四つでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に移ります。議会カフェにおける3常任委員長の対応についてなんですけれど、こちらについては、各議員がテーブルでの市民からの質問に対する回答を委員長に頼ってしまうことが多くあることから、3常任委員長も各テーブルの一員として入ったらどうかという意見と、これまで同様、3常任委員長に待機してほしいという意見の両方が出ておりました。これについては、両方の意見があるということで併記をしてもいいのかなとは思います。皆さんの意見をお聞きしたいんです。どうでしょう。

宮本政志委員 上は私が言わせてもらったんだけど。3常任委員長だけ特別扱いする必要はないから言った。だって、各テーブルに3常任委員会で3人ずつ座るのはなぜかって考えたら、例えば、総務関係のことを市民から聞かれたら、総務文教常任委員会の委員が対応するためですね。テーブルの3人は3常任委員会で1人ずつという原則でしょ。そうするとその原則論からいくと、それぞれのテーブルの委員は、市民から聞かれたことは、事前に勉強していって資料を持って行って答えられるのが当たり前でしょ。なら、その当たり前の前提でいった場合に、3常任委員長はすごく楽だと思うよ。だからその必要はない。検証の結果、必要ない。上の「こうこうこうで委員長に頼ってしまうことが多くあることからも」というのは、丁寧に入れたほうがいいと思う。だから、「3常任委員長も各テーブルに入るべきだと考える」でいいのではないか。待機してほしいという方っていうのは、何かあつたら頼れるとかすぐに聞きに行けるので便利なのでっていう。だから、頼って委員が勉強してこない。うそを言う。適当なものを言う。待機しておく必要はないと思う。

森山喜久委員長 という意見がありました。2番のほうで待機しておいてほしいという意見、これを残すかどうかという話になります。これについて御意見はどうでしょうか。待機してほしいという方は意見ありますか。なければ、こちらの待機しておいてほしいという意見については削除する形になります。

藤岡修美委員 今まで経験してきて、宮本委員が言われるよう、各委員会の所属委員がしっかりとしておけば、委員長は待機する必要はないなと考えます。

奥良秀委員 定例会では、同じ常任委員会で、同じ委員で、議案審査や事業審査をしておりますので、委員長と委員っていうのは同じものだと思います。分ける必要性はないと思います。補完、待機しておく必要性はないと思います。

森山喜久委員長 では、両委員長の意見も踏まえた上で、皆さんどうですか。今の意見を聞かれた上でどのようにするか、意見を頂きたいんですけれど。3常任委員長には待機しておいてほしいという意見について、待機してもらったほうがいいかなという御意向の方々があれば、こちらについての意見を頂きたいんです。ないですか。ないようであるならば、こちらのほう待機しておいてほしいという意見は削除させていただいて、各テーブルの一員として入るという意見を申し送りにさせていただきたいと思います。異議はありますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、2番目は削除させていただきます。記載はされておりませんが、先ほどを奥委員から議会の報告動画の件が出ておったと思います。これは、次の議会報告動画の作成担当委員会が広報特別委員会になるのか広聴特別委員会になるのかということを再検討したほうがいいのではないかという趣旨だったと思いますが、そういう意見でよろしかったですか。

奥良秀委員 どちらの委員会で今後やられるかやられないかは分かりませんが、やられるのであればきちんと決められて、なおかつ3常任委員長が、ほぼ自分たちで決めて——何をするかは、例えば民生福祉常任委員会ではこういったものをやりますよってことで決めさせてもらってるんですけど、中身について常任委員会の中で議論してるかってというとしてないので、どちらかというと今からやられる広聴特別委員会なのか広報特別委員会なのか、私は広報特別委員会だと思うんですけど、広報特別委員会の中で話合いをしながら、今まできちんとしたものをつくってきたように、広報特別委員会の中でもそういうふうなことをやっていただきたい。だから、常任委員会の委員長がメインではなくて、広報特別委員会でやれるんであれば広報特別委員会の中がメインでやっていただきたいという意見です。手伝わないって言っている意味ではないので、付け加えます。

宮本政志委員 そこは少し微妙に気をつけないといけないのが、議会報告会での議案審査の各常任委員会の報告は、もともとパワーポイントでやっていたよね。ところが、広報特別委員会のほうがユーチューブ動画は発信していこうということで今の動画ができたんじゃないかな。それを議会報告会でも活用していこうってしたんじゃなかったかな。そこ違ったっけ。つまり何が言いたいかって言ったら、広報特別委員会のほうが当然広報活動としてはユーチューブチャンネルをやりよるよね。それを基に各常任委員会がそれを活用するのか、あるいは活用するに当たって広報特別委員会のほうと連携するのか、あるいはもう独自に3常任委員会のそれ自分たちが議会報告会で報告しようとするところ、もう少し気をつけないといけないのではないかと思う。

森山喜久委員長 今、議会の報告動画の関係ですが、整理するために暫時休憩をさせていただきます。

午後3時39分 休憩

午後3時44分 再開

森山喜久委員長 暫時休憩を解きまして、委員会を再開いたします。先ほど議会報告動画の件です。現状では、3常任委員長が事務局とともに議会報告動画を作成しているという状況になっておりまして、広聴特別委員会としてもあまり関わっていないというのが実情です。ただ、議会報告動画で扱うツールとして議会報告動画がありますので、広聴特別委員会のほうでもっと深く関わるべきだと思います。それについて皆さんから御意見があれば頂きたいんです。どうでしょうか。

奥良秀委員 私もそのように思いますので、申し送りとしましては、広聴特別委員会の担当でやられるのであれば、そのように申し送りをしていただきたい。各常任委員長任せではなくて、担当の広聴特別委員会でもいろいろな御意見が出るような形で進めていただきたいと思います。

森山喜久委員長 そうですね。各常任委員会に任せきりじゃなくて広聴特別委員会としても協力体制を含めて、支援をしていける体制をつくっていくべきだと思います。

宮本政志委員 私も奥委員と全く同じ。それとあとは、ぜひ申し送りしてほしいことは、例えば、その動画をつくるのに、あれだけの動画をつくるのは恐らく事務局と3常任委員長の負担、つまり時間をすごく要すると思う。議員は、基本的には、議案審査、それから、本来なら政策立案、政策提言に持っていったり、条例制定にもっていったりということを議員として、議会人としてやるべきことっていうのは、そもそもそういう動画づくりに時間を費やしたり、少しちょっと広聴特別委員会と違うけど議会だよりに時間を費やしたりするっていうのはいかがかなと思うので、申し送りでそういうところが奥委員の言われるよう3常任委員長あるいは事務局の負担になるようであれば、予算を取って外注するってい

うのも一つ検討してほしいというのは申し送ってほしいなと思う。これは僕の個人的な意見なんで、それは皆さんにお聞きして。

森山喜久委員長 予算確保の上での外注も必要じゃないかというような意見がありました。それについて、皆さんのはうから、意見はありませんか。あくまでも動画のことについて。

藤岡修美委員 予算が取れるのであれば、ユニークな動画等ができるので、外注はありだなと私は思います。

森山喜久委員長 では、そちらのはうも含めて、外注の予算確保も含めて検討すべきという形で申し送りをしたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、その他議会カフェに関係する分はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは今までの分の文言を整理しますので、暫時休憩いたします。

午後3時48分 休憩

午後4時31分 再開

森山喜久委員長 では、機器の不具合で暫時休憩が長くなりましたが、暫時休憩を解きまして、委員会を再開したいと思います。今、申し送り事項のはうで、別紙のとおり取りまとめをさせていただいて、議長宛ての様式として整えさせていただいております。こちらを当広聴特別委員会の申し送り事項として、議長のはうに提出したいと思います。異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、異議なしということで決定させていただきます。なお、趣旨に影響のない範囲でもし修正があれば、そちらについては委員長に一任していただきたいと思います。異議はございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、そのような形を取らせていただきます。では、申し送り事項については決定をいたしま

した。付議事項 2 番その他になります。皆さんから何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、以上をもちまして広聴特別委員会を散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後 4 時 33 分 散会

令和 7 年（2025 年）9 月 8 日

広聴特別委員長 森 山 喜 久